

令和8年6月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和8年6月10日（水） 午前9時00分

開 催 場 所：嘉島町役場 3階中会議室

農業委員出席者：下田司、松永雄治、山内秀一、村上卓也、
榮恵、福永哲夫、松本一幸、中津芳春、吉田三十志、
藤瀬信行、森嶋秀利、田端雅充、高松耕生、
渡辺真由美、金澤清二

農業委員欠席者：齊藤進、松本誠一

事務局出席者：牛嶋寿男、河原まり、鳥栖萌香

1. 開 会：事務局長 牛嶋寿男

2. 会 長 挨 拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、山内秀一委員、福永哲夫委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第 2 号 農地法第5条の届出について
- (2) 議案第 11 号 農地法第3条の許可申請について
- (3) 議案第 12 号 農用地利用集積等促進計画（一括）について
- (4) 議案第 13 号 農用地利用集積等促進計画（再配分）について
- (5) 議案第 14 号 令和7年度最適化の推進状況と事務の実施状況（案）について
- (6) 議案第 15 号 農業委員の辞任願の受理に対する諮問について

5. そ の 他

6. 閉 会

○報告第2号 農地法第5条の届出について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第2号農地法第5条の規定による届出が1件ございます。事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は1ページになります。届出番号1番です。所在は北甘木地区。農振地域外の畑が1筆で、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。転用事由につきましては個人住宅となっております。2ページに位置図を載せております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明のありました案件は、市街化区域内の農地転用になりますので、報告で終わらせていただきます。

○議案第11号 農地法第3条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第11号農地法第3条の規定による許可申請が1件ございます。事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は3ページになります。申請番号1番です。有償による所有権移転の案件です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が1筆で、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由につきましては、売買による所有権の移転となっております。4ページに申請地の位置図、5ページに現地の写真を載せております。6ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目にN0と判断されていますので、問題ないと思われます。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) 挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第 12 号 農用地利用集積等促進計画（一括）について

(議長) 続きまして、議案第 12 号農用地利用集積等促進計画（一括）の承認申請が 15 件ございます。まず、申請番号 1 番になりますが、松永委員の案件になりますので、松永委員の退席をお願いします。
それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 7 ページになります。議案第 12 号農用地利用集積等促進計画（一括）の承認申請が 15 件ございます。

申請番号 1 番です。所在は下六嘉地区および上六嘉地区。農振農用地の田が 2 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 18 年 6 月 30 日、転貸期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日となっております。8 ページに申請地の位置図を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。
なければ、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決いたします。

松永委員の入室を許可します。

松永委員の案件について、承認されましたので報告しておきます。

続きまして、申請番号 2 番から 15 番の案件になりますが、事務局から説明をいただき、そのあと一括して審議・議決を行いますのでよろしくをお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 9 ページになります。申請番号 2 番です。所在は北甘木地区、上六嘉地区および井寺地区。農振農用地の田が 11 筆と畑が 1 筆、農振地域内農用地区域外の畑が 1 筆の計 13 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、

借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 18 年 6 月 30 日、転貸期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日となっております。10 ページから 12 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 13 ページになります。申請番号 3 番です。所在は上六嘉地区。農振農用地の田が 5 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間および転貸期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日となっております。14 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 15 ページになります。申請番号 4 番です。所在は上六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間および転貸期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日となっております。16 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 17 ページになります。申請番号 5 番です。所在は上六嘉地区および下六嘉地区。農振地域内農用地区域外の田が 1 筆と農振農用地の田が 1 筆の計 2 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は使用貸借権および賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 18 年 6 月 30 日、転貸期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日となっております。18 ページと 19 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 20 ページになります。申請番号 6 番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が 2 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 18 年 6 月 30 日、転貸期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日となっております。21 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 22 ページになります。申請番号 7 番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃につ

いては記載のとおりです。貸付期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 18 年 6 月 30 日、転貸期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日となっております。23 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 24 ページになります。申請番号 8 番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 18 年 6 月 30 日、転貸期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日となっております。25 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 26 ページになります。申請番号 9 番です。所在は下六嘉地区および井寺地区。農振農用地の田が 10 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 18 年 6 月 30 日、転貸期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日となっております。27 ページから 29 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 30 ページになります。申請番号 10 番です。所在は上島地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 18 年 6 月 30 日、転貸期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日となっております。31 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 32 ページになります。申請番号 11 番です。所在は上島地区。農振農用地の田が 15 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権および使用貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間および転貸期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日となっております。33 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 34 ページになります。申請番号 12 番です。所在は鯉地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃につい

ては記載のとおりです。貸付期間および転貸期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日となっております。35 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 36 ページになります。申請番号 13 番です。所在は鯉地区および上仲間地区。農振農用地の田が 2 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は使用貸借権および賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 18 年 6 月 30 日、転貸期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日となっております。37 ページと 38 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 39 ページになります。申請番号 14 番です。所在は上仲間地区。農振農用地の田が 7 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 18 年 6 月 30 日、転貸期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日となっております。40 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 41 ページになります。申請番号 15 番です。所在は上仲間地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 18 年 6 月 30 日、転貸期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日となっております。42 ページに申請地の位置図を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。なければ、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、14 件の案件については、賛成多数で承認・可決といたします。

○議案第 13 号 農用地利用集積等促進計画（再配分）について

(議長) 続きまして、議案第 13 号農用地利用集積等促進計画（再配分）の承認申請が 6 件ございます。

まず申請番号 1 番から 6 番の案件につきまして、事務局から説明をいただき、そのあと一括して審議・議決を行いますのでよろしくお願いします。

それでは事務局から説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 43 ページになります。議案第 13 号農用地利用集積等促進計画（再配分）の承認申請が 6 件ございます。

申請番号 1 番です。所在は鯉地区。農振地域内農用地区域外の田が 1 筆と農振農用地の田が 3 筆の計 4 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人は記載のとおりです。形態は賃貸借権の再配分、借賃については記載のとおりです。期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日となっております。44 ページと 45 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 46 ページになります。申請番号 2 番です。所在は鯉地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人は記載のとおりです。形態は賃貸借権の再配分、借賃については記載のとおりです。期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日となっております。47 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 48 ページになります。申請番号 3 番です。所在は鯉地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人は記載のとおりです。形態は賃貸借権の再配分、借賃については記載のとおりです。期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日となっております。49 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 50 ページになります。申請番号 4 番です。所在は上仲間地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人は記載のとおりです。形態は賃貸借権の再配分、借賃については記載のとおりです。期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日となっております。51 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 52 ページになります。申請番号 5 番です。所在は上島地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人は記載のとおりです。形態は賃貸借権の再配分、借賃については記載のとおりです。期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日となっ

ております。53 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 54 ページになります。申請番号 6 番です。所在は上仲間地区。農振地域内農用地区域外の畑が 4 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人は記載のとおりです。形態は使用貸借権の再配分、期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 15 年 9 月 30 日となっております。55 ページに申請地の位置図を載せております。
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。
なければ、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、6 件の案件については、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第 14 号 令和 7 年度最適化の推進状況と事務の実施状況（案）について

(議長) 続きまして、議案第 14 号令和 7 年度最適化の推進状況と事務の実施状況（案）について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 56 ページをお開きください。

(資料に基づき説明)

事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。
なければ、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第 15 号 農業委員の辞職願の受理に対する諮問について

(議長) 続きまして、議案第 15 号農業委員の辞職願の受理に対する諮問について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 63 ページをお開きください。

(資料に基づき説明)

事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。
なければ、同意いただける方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で同意することといたします。

本日提案されました案件は全て終了しました。ありがとうございました。
続きましてその他となっております。皆様から何かございませんか。
なければ事務局から何か。

次回の農業委員会は 7 月 10 日、金曜日の 9 時予定です。
それでは、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和 8 年 6 月 10 日

会長 下 田 司

委員 山 内 秀 一

委員 福 永 哲 夫